

平成29年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月5日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○同意第18号 板倉町教育委員会委員の任命について	8
○承認第4号 専決処分事項の承認について(平成29年度板倉町一般会計補正予算(第3号))	9
○議案第30号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の制定について	10
○議案第31号 板倉町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について	17
○議案第32号 板倉町税条例等の一部改正について	18
○議案第33号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について	19
○議案第34号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について	21
○議案第35号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	22
○議案第36号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について	22
○議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	22
○議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	26
○議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	26
○議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	26
○議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	26
○議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	26

○発議第 3号	板倉町議会会議規則の一部改正について	27
○陳情第 5号	市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置 の継続を求める意見書の提出について	28
○陳情第 6号	町道2275号線の拡幅整備について	28
○陳情第 7号	冠水被害等（自然災害）に伴う県条例の見直し及び町独自補償制度の 創設について	28
○散会の宣告		28
散 会	（午前10時50分）	29

第2日 12月6日（水曜日）

○議事日程		31
○出席議員		31
○欠席議員		31
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		31
○職務のため出席した者の職氏名		32
開 議	（午前 9時00分）	33
○開議の宣告		33
○諸般の報告		33
○一般質問		33
本 問	清 議員	33
	小森谷 幸 雄 議員	45
	青 木 秀 夫 議員	60
	小 林 武 雄 議員	72
○議案第38号	平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について	85
○議案第39号	平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ いて	85
○議案第40号	平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい て	85
○議案第41号	平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	85
○議案第42号	平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	85
○散会の宣告		87
散 会	（午後 2時40分）	88

第8日 12月12日（火曜日）

○議事日程		89
○出席議員		89

○欠席議員	8 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○職務のため出席した者の職氏名	9 0
開 議 （午前 9時00分）	9 1
○開議の宣告	9 1
○諸般の報告	9 1
○陳情第 1号 「原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」に関する陳情	9 1
○陳情第 5号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置 の継続を求める意見書の提出について	9 2
○日程の追加	9 3
○発議第 4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置 の継続を求める意見書の提出について	9 3
○陳情第 6号 町道2275号線の拡幅整備について	9 4
○陳情第 7号 冠水被害等（自然災害）に伴う県条例の見直し及び町独自補償制度の 創設について	9 5
○閉会中の継続調査、審査について	9 6
○町長挨拶	9 6
○閉会の宣告	9 8
閉 会 （午前 9時33分）	9 8

板倉町告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成29年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月1日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成29年12月5日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ケ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月5日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第18号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 4 承認第 4号 専決処分事項の承認について（平成29年度板倉町一般会計補正予算（第3号））
日程第 5 議案第30号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の制定について
日程第 6 議案第31号 板倉町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について
日程第 7 議案第32号 板倉町税条例等の一部改正について
日程第 8 議案第33号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第 9 議案第34号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第10 議案第35号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第11 議案第36号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第13 議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第14 議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第15 議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第16 議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第17 議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第18 発議第 3号 板倉町議会会議規則の一部改正について
日程第19 陳情第 5号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を
求める意見書の提出について
日程第20 陳情第 6号 町道2275号線の拡幅整備について
日程第21 陳情第 7号 冠水被害等（自然災害）に伴う県条例の見直し及び町独自補償制度の創設につ
いて

○出席議員（12名）

1番	小林	武雄	議員	2番	針ヶ谷	稔也	議員
3番	本間	清	議員	4番	亀井	伝吉	議員
5番	島田	麻紀	議員	6番	荒井	英世	議員
7番	今村	好市	議員	8番	小森	谷幸雄	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	黒野	一郎	議員
11番	市川	初江	議員	12番	青木	秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長
橋本宏海	農業委員会 農事事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

伊藤良昭	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
小林桂樹	行政安全係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第107号をもって招集されました平成29年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。めっきり冬らしくというか、そんな状態になってまいりまして、朝晩冷え込んで体調には大変になりつつある時期に入っております。そんな中、平成29年第4回の板倉町定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、いつものことではありますが、大変ご苦勞さまでございます。

例年のことですが、秋は台風や水災害が最も心配されるわけではありますが、収穫期の終了を待ち切れぬように、収穫祭を初めとして食、文化、スポーツ、芸術、教育、観光、地域伝統などの祭典が一気に、一斉に顔をそろえる、年間で最も輝く時期であると言われております。10月22日の台風21号の直撃で、被害も心配されたわけではありますが、幸いに大過なく経過をし、今日まで静かな、そういう意味では安泰の日々が続いていること、一安心をいたしているところであります。

そして、いつもどおり、現在は国や県に対しての、新年度に対する各種予算要望や国会議員への協力依頼等々も含めて、陳情活動などを織りまぜながら、次年度予算組みを始めている大事な時期に入っているところであります。

振り返ってみますと、29年は当町における積年の重要課題の中で、ご承知のように八間樋橋架け替えに伴った1-9号線の改良工事が完成し、国道354号北川辺バイパスも30年、年明け早々、3月中旬に完成、開通が本決まりになり、同じく庁舎建設も30年8月末前後をめどに完成に向けて進行いたしております。企業誘致も順調に推移いたしております、大規模商業施設トライアルも、同じく30年7月開店に向けて既に着工しつつあるというようなことでありまして、住宅関連販売も幾分か動きが出てきた感じがいたしております。

ご案内の合併関係につきましては、法定協の開催も10回を数え、代表して参加いただいている議会の議員さんからは、ほかの議員さんに対しても、その内容はしっかりとご報告をいただいていると思っております。合併特例法期限切れの平成32年3月31日を一応の目安として進んでいくのであらうと推察いたしておりますので、今後開催のスピード、現在は月一遍のスピードであります、そういった目安に検討内容もあわせてスピードアップもしていくのかなという感じもいたしております。わかりません。

また、同じく大きな課題の一つであった広域防災情報伝達システムの導入についても、過日議会にもご協議をいただきましたが、現時点で最良と思われる機器の絞り込みもほぼ完了し、11月中旬、先進地であり、なおかつご協力もいただいております茨城県坂東市への視察研修も区長会さんにも動向していただいて、終

了いたしております。早急に導入に対する検討会議、仮称ですが、検討会議委員を選任し、新年度導入に向けて、導入の方法や時期あるいは負担、その他の問題等々を具体的に検討を開始したいというふうに今現在思っているところであります。

同じく小学校再編につきましては、当初計画の30年、32年の2段階統合計画が事務局の準備不足等により、同時統合にやむなく変更になりました。保護者の皆様あるいは関係された皆様にご心配をおかけいたしました。中断の約1年間を入念な再検討期間と位置づけながら、去る11月28日に再編委員会を1年ぶりに再開したところであります。再開いたしましたその内容は、32年4月、新しい2校での出発を確認いたしまして、北小を西小に、南小を東小に同時統合し、名称はそれぞれ西小、東小とし、北小、南小につきましては、スクールバス全部委託方式による通学、それぞれの現校歌に加えて第2校歌として北小、南小の校歌を位置づけ、その他における諸問題は民主的に慎重に、弱い立場と言っては語弊があるかどうかは別として、南小、北小に慎重に配慮しながら検討するとの内容で、絶対多数により了解いただいたところと理解いたしております。

さらに、入念な細部にわたっての統合案完成に向けて努力後、必要な説明会を開催、質疑応答も十分に行いながら、保護者の合意を図り、順調な滑り出しを目指すため、委員長である教育長を中心に、原案作成のための委員会の進捗に期待をしたいという現時点での私の考えであります。

話は変わりますが、町の現状の重立った点はただいま述べましたが、人口減少は依然として続いております。しかし、全体的に見れば、一応の安定状況が続いているというふうに当町の現状は思っております。しかし、世界情勢は相変わらずの宗教や人権や貧富を起因とした紛争やテロ、そして飢えや差別による被害者が連日連続出しておるようであります。特に、連日日本海沿岸に漂着する北朝鮮の粗悪な漁船や船員、これは漁民であるか工作人員であるか、さまざまな臆測もあるわけではありますが、漂着する漁民も船そのものも、非常に真冬状態の荒れた海に、一見傷んだ川舟程度の小舟に命をかけて、割り当ての漁獲量を求めて、死を覚悟で命をかけてという状況を推察するわけでありまして、朝鮮人民漁民は、いかなる心境であろうかと思わずにはられません。

しかし、一事が万事、独裁体制下の国民の犠牲の上に立っての現国家が、北朝鮮国家があるわけでありまして、そういう意味では先軍政治の悲惨さを強く人権上からも感じざるを得ないところであります。この1年を見ましても、ご承知のように、驚愕のロケット発射を、ミサイル発射とでも言っても同じですが、立て続けに行い、軍事力で威嚇をしながら国連決議の遵法姿勢もなく、がむしゃらに核保有を求める。対米水際あるいは瀬戸際外交の昨今の状況は、日米安保軸に強い米国支持を打ち出している日本にとっても、まさに他人事ではない、当事者としての問題になりつつあるわけであります。米国の判断一つで、いつ想像を絶する状態に入っても不思議ではないとも今朝のテレビでも言われておりまして、有効な解決策が見当たらないと言われる中、2カ月半ぶりの沈黙を破っての先週のみ사일發射が、米国本土を直撃能力を十分に持っているという認識を正式にされた中で、米国の危機感の限界と時間的タイムリミットの戦いが現実にはなっているであろうというふうに思われまして、言葉をかえると、日本の最も望まない、核を認めた上での対話になる可能性が大きくなるとも言われておりまして、専門家がいろんな分析をするわけではありますが、米国及び日本を含む周辺関係国の判断、行動がどうなっていくのか。当分の間、この状況が続くとは思いますが、話し合いの可能性をさらに追求していただく以外にないというふうに思っております。

本年度もそういった意味でいろんなことがありましたが、もう残りわずかとなってまいりました今現在、来年は自然災害がないように、また今度こそ圧倒的多数を持つ現政権の力強い政策展開を願いつつ、国民層が景気よさを実感できる、何年たってもアベノミクスが完成しないということでは困るわけでありまして、そういった意味で底辺層国民、一般層の好況感を感じるような政策を、言葉だけでなく、安倍政権にも求めたいと思いますし、自由民主党もそういう意味では言葉だけの遊びで終わってはいけないというふうなことも申し上げております。加えて、間違っても戦争などにならないよう、日本の北朝鮮外交にも重ねて現政権の指導力を発揮していただくよう、政権政党に望むところであります。

そういうことの流れの中で、本日は国、県の30年度政策展開と予算配分の状況を把握、検討しながら、真剣に、おおむね2月中旬まで新年度予算編成は続いていく中、今議会提出の同意案件といたしますか、同意議案1件、承認議案1件、さらには審議議案30号から42号の13件、そのほか議員発議ということでは1件、計16議案を上程させていただいております。

新年を迎えるに当たり、本日今議会、でき得れば原案どおりご承認をいただくことを旨として、真剣にご協議をいただければありがたいというふうに思っております。心からお願いを申し上げまして、ご挨拶いたします。ありがとうございます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職・氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から平成28年度教育委員会点検評価報告書をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件の任命同意1件、専決処分事項の承認1件、条例の制定議案2件、条例の一部改正議案2件、公の施設に係る指定管理者の指定議案4件、補正予算議案5件、議会会議規則の一部改正1件、陳情3件であります。

また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 島田麻紀 議員

6番 荒井英世 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月17日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆様、おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件につきましては、11月17日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月5日から12日までの8日間といたします。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、教育委員会委員の任命同意について、提案者から提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、採決いたします。次に、専決処分事項の承認について、提案者より提案理由説明の後、審議決定いたします。次に、議案第30号から議案第37号について、提案者から提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、補正予算5議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査、委員会採決をいたします。次に、発議第3号、議会会議規則の一部の改正について審議決定いたします。次に、陳情第5号から7号については、産業建設生活常任委員会に付託いたします。

第2日目の6日は、4名の議員が一般質問を行います。次に、予算決算常任委員会に付託した補正予算5議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の7日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第4日目の8日は、産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟み、第7日目の11日は休会とし、第8日目、最終日の12日は、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会に付託した陳情案件について、各委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思っております。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から12日までの8日間と決定いたしました。

○同意第18号 板倉町教育委員会委員の任命について

○青木秀夫議長 日程第3、同意第18号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、同意第18号 板倉町教育委員会委員の任命についてということで提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員であります景山初女氏が、平成30年3月7日に任期満了となりますので、それに伴う後続の人事でございます。

景山初女氏は、板倉町教育委員会委員として、平成22年3月8日から約8年間、その高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、現在教育長職務代理に合わせ教育委員としてその職務も遂行いただいております。適任者として引き続き、氏名、景山初女氏、生年月日 住所

を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

人事案件でありますので、改めて課長の説明は予定いたしておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより同意第18号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第18号は原案のとおり同意されました。

○承認第4号 専決処分事項の承認について（平成29年度板倉町一般会計補正予算
（第3号））

○青木秀夫議長 日程第4、承認第4号 専決処分事項の承認について（平成29年度板倉町一般会計補正予算（第3号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいまはありがとうございました。続いて、承認第4号 専決処分事項の承認について（平成29年度板倉町一般会計補正予算（第3号））ということでございます。

本件は、平成29年10月10日付で既に専決処分を行った平成29年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について、改めて承認を求めるものでございます。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億2,127万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金に1,003万4,000円、繰越金に6万6,000円をそれぞれ追加し、歳出につきましては、総務費に1,010万円を追加するものであります。

今回の補正及び専決処分の理由でございますが、さきの衆議院議員選挙に至急対応する必要があったため、専決処分にて予算を補正させていただいた次第でございます。

以上、国の衆議院選に伴う補正の支出ということでご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては、これ以上の説明は必要ありませんので、課長の説明は予定いたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

○議案第30号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の制定について

○青木秀夫議長 日程第5、議案第30号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第30号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の制定についてということでの提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成27年2月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村の責務として空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を講ずることが定められたことから、本町の空家等対策の推進に関して必要な事項を定めるものでございます。

本条例の主な内容といたしましては、空家等対策計画の作成について定めるもの、板倉町空家等対策協議会の設置について定めるもの及び危険な状態にある空家に対する緊急措置の実施について定めるものとなっております。

以上、ご説明申し上げますが、この件につきましては細部にわたって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 それでは、ただいまの関係につきましては、議案第30号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

先ほど町長から説明がありましたが、平成27年2月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村の責務として、空家等対策計画の作成、それとこれに基づく空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を講ずることが定められました。板倉町におきましても、近年、高齢化や遠隔地への居住、経済的事情などによりまして、空き家が増加している傾向にあるため、空家等対策の推進について、必要な事項を今回の条例で制定することを目的としております。

お手元の資料にありますように、まず第1条につきましては、この条例の目的について定めたもので、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、町の空家等対策の推進に関して必要な事項を定めることによって、安全で安心な地域社会の実現と地域振興に寄与することを目的としております。

次の第2条では、この条例で使用する用語の定義を定めております。

続く第3条につきましては、民事による解決との関係について定めるもので、この条例の制定が民事による解決を図ることを妨げるものではないことを規定しております。

続く第4条は、空家等の所有者等の責務について定めたものです。第1項では、自然災害によって倒壊するおそれがある状態、また第2項では、建設材などで飛散するおそれがある状態、第3項では、道路や交通に支障を及ぼすおそれがある状態、第4項では、避難、消防などの活動に支障を及ぼすおそれがある状態、第5項では、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある状態とならないよう、それぞれ適正な管理を義務づけております。

次の第5条は、町の責務について定めたものです。

続く第6条は、町民の役割について定めております。

続く第7条につきましては、実態調査として、特別措置法の第9条に定めるもののほか、町民から情報の提供があった場合に、その空家について必要な調査を行うことができることを規定したものです。

続く第8条につきましては、立入調査として、特別措置法の第9条第2項の規定による立入調査を行うことができることを規定するものです。

次の第9条は、空家等対策計画について定めるもので、第1項において、町は特別措置法第6条第1項の規定に基づき、板倉町空家等対策を定めることを規定し、第2項では、特別措置法で定めるもののほか、対策計画の策定等に関する必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

次の第10条では、空家等対策協議会について定めており、第1項において、板倉町空家等対策協議会を設置することを規定し、第2項では、その協議会は10人以内で組織するとしています。また、第3項は、委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期を前任者の残任期間とする規定となっております。続く第4項については、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとするものです。

次の第11条につきましては、空家等に関するデータベースの整備等について定めたものです。

次の第12条については、所有者等による空家等の適切な管理の促進等について定めるもので、第1項では、所有者等による空家等の適切な管理を推進するため、情報の提供、助言その他必要な対策を講ずるものとし、

第2項では、町長は特定空家等となるおそれのある空家等の所有者に対して、修繕、雑木や竹の伐採、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導をすることができることを規定しております。

次の第13条では、空家等及び空家等の跡地の活用などについて定めております。

続く第14条は、緊急措置について定めるもので、第1項では、町長は、空家等に危険な状態が切迫していると認められる場合において、所有者等に危険な状態を回避させるための時間的余裕がないと認めるときは、空家等に立ち入り、必要な最小限の措置を所有者等にかわって行うか、もしくは委任した者に行わせることができることを規定しております。第2項については、町長は、前項の措置を講ずるときは、必要に応じて協議会の意見を聞くことができるとし、第3項は、町長は、第1項の措置を講じたときは、その費用を徴収することができるとする規定です。第4項については、町長は、第1項の措置を講じたときは、その内容を所有者に通知するものとしますが、それが困難であるときは、この限りでないことを規定いたします。

附則といたしまして、第1条は、この条例の施行期日を平成30年1月1日とするものです。

附則第2条については、板倉町空家等対策協議会の委員の報酬を定めるため、板倉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員の報酬額を日額9,000円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○6番 荒井英世議員 6番、荒井です。何点か質問したいと思います。

この件につきましては、前回の議員協議会でいろいろ説明あったわけですが、そのとき現在の空き家の軒数ですが、250軒という説明がありました。これ以前にお聞きしたと思うのですが、平成24年の段階で179軒と伺っております。したがって、5年間で71軒増えているという数字になるのですが、今後の流れですが、本条例の制定後、空家対策協議会をつくって、それから空家等の対策計画(案)を作成するということですが、その中で、この条例の中で第6条、第7条、第8条とありますけれども、まず町民の役割、それから実態調査、立入調査と記載されています。問題は特定空き家の認定の関係なのですが、特定空き家を認定する場合に、実態調査、それから立入調査、一連の流れの中で恐らく認定していくと思うのですが、認定する人ですが、これは国の空家等対策の推進に関する特別措置法ですか、それ見ますと、9条なのですが、職員またはその委託した者とあるのです。職員はわかりますけれども、その委託した者というのは、例えば協議会の中のメンバーなのか、あるいは別に委託するのか、現時点でちょっとわかる範囲でその点を1点まずお聞きします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 荒井議員のただいまのご質問につきましては、委託をした者は誰かということなのですが、こちらで具体的な想定をされることといたしましては、これはあくまでも強制執行等を考えた場合に、職員でできる作業内容と業者等に頼まなくてはならないものがありますので、委託というのは、要

するにそういった作業等を委託する業者ということで考えております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 わかりました。

それから、特定空き家に認定されますと、要するに問題は、所有者にとって一番問題なのは、例えば建て替えるか解体するか、そのままなのですけれども、例えばそのままにしても、要するに特定空き家に認定されると、今回は住宅用地の特例、それが適用されなくなるわけですよね。例えば200平米でしたら6分の1とか、200平米超えると3分の1、軽減対象、それがなくなるわけなのですけれども、その中で例えば、一番の問題が解体の関係なのですけれども、解体するにしても金かかりますよね。この関係ですけれども、これも特別措置法、国の法律ですけれども、その第15条の中で、国及び地方公共団体は財政上の措置及び税制上の措置などを講ずるものとするという1項があるのです。この中で、例えば先進自治体をちょっと見ますと、解体の関係ですけれども、例えば群馬県でしたら高崎とか中之条、その辺で解体費用の助成をしているのです。その辺今後の空家等対策計画（案）をつくる中で、そういった解体関係の助成関係、そういうのは要するに踏まえてやっていくのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまのご質問は、もし解体する場合に助成があるかどうかということだと思えます。議員がご指摘のように、群馬県内を見ただけでも幾つかの自治体は金額だとか、補助の仕方がちょっと違うところがありますけれども、複数の自治体で補助を行っている実態は確認しております。今後、条例を制定した後に、対策計画であるとか、その他の関係を検討しなくてはいけないと思っています。その中に、今指摘がありました補助をどうするかということも一つの検討課題だというふうに考えております。現時点では、やる、やらないは答えはできませんけれども、検討課題ということで認識はしております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それでは、最後の質問ですけれども、この関係の町民に対する周知の方法ですけれども、例えば広報紙とかいろいろありますけれども、現在考えている周知の方法をお聞かせください。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 周知につきましては、ほかの関係の事例と同じになるとは思いますが、一般的な広報紙、あとは町が発行する情報できるもの、あらゆるといいますか、複数使いまして町民のほうには伝えていきたいと思っております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 これは戸籍税務課と関係するのですけれども、固定資産税の通知書がありますよね。例えば町外の方にも出す場合がありますよね。そういった広く、町内だけではなくて町外の方にも周知させる意味で、固定資産税の通知書と一緒にチラシを同封したらどうでしょうか。その辺はどうでしょうか。提案です。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 固定資産税の関係につきましては、条例ができて、その後特定空き家という項目があったかと思えます。その中で、特定空き家等に指定をされると固定資産税の特例に影響が出てきますので、それに合わせて税務課のほうとちょっと調整しながら、今後検討していきたいと思えます。

○青木秀夫議長 ほかに。

今村議員。

○7番 今村好市議員 条例制定でありますので、何件か質問させていただきます。

空き家の軒数については、先ほど250軒程度という話がありましたけれども、その中で今、国の法律もしくは板倉が今後この条例を制定して、特定空き家に該当するような、250軒の中でこれはひどいやというのは何軒ぐらい現実にあるのかどうか、その辺一回教えていただきたい。

それと、空家等対策計画の具体的内容については今後検討していくのしょうけれども、大枠として規制をする、それと代執行するというような大きな役割があるのしょうけれども、片や利活用、そんな利活用といってもなかなか個人の所有でありますので難しいところはあるのしょうけれども、その辺の取り組みについては計画の中に折り込まれるのかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

それと、空家等対策協議会なのですが、これも今後どういう役割をしていくのか、具体的には決めていくのしょうけれども、現時点でどんな役割をしていくのか。町に対して指導的なもの、専門的な、技術的なものも提案するのかどうか。どこかでやはりそういう協議機関がないと、職員が全部やるというのはなかなか難しいことになってきますので、10人という中には、当然専門的な立場の人、土地もしくは家屋、建築等に非常に専門的な知識を持っている人が入ってこない、危険だという判断をどこが、誰がどうするのかということもありますので、その10人の中で専門的な資格もしくは知識を持っている人がどういう形で入ってくるのか、その辺、先行きの運用の段階ですが、今考えている状況でお知らせいただければと。

それと、具体的な条例を運用していくには、町長が別に定めるといことがあります、条例、規則等で今後それを細かい点には具体的なもので定めていくのだと思うのしょうけれども、条例に反しない程度で運用をスムーズにするための具体的な規則等について、主にどんなものを取り上げて規則で定めていくのか。わかりましたらお願いしたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ご質問が何点かあったので、まず1番目からお答えさせていただきます。

まず、空き家の調査をしたときに約250軒あったわけなのですが、その中で特定空き家に該当するようなものが何軒ぐらいあるかということだと思います。調査の中で調べたところだと、おおよそ50軒について一部の損壊があって傾き等が見られるという状況はありますけれども、特定空き家、要するに危険をもたらすような、すぐに壊れるであるとか、悪環境をもたらすとか、そういうものはなかったという結果になっております。ですので、その予備群と言ってはちょっと言葉も語弊はありますが、それにつきましては50軒ということで把握しております。

それと、2番目が対策計画の中で利活用ということなのではございますけれども、これについてはほかの町等を見ると、例えば空き家バンクであるとか、そういったものをつくって空き家を何とか活用できないかということで対策をやっているところがあります。とすると、総務課だけの話ではなくて、当然建設関係、住宅関係も

入れまして、その辺も計画の中には考え方としては入れていきたいと思っております。

それと、3つ目の対策協議会の役割の中で、どんな専門家が入るかということなのですが、議員がご質問でおっしゃった中にほぼ含まれているとは思っております。ということは、1つは法律関係があります。弁護士関係の方、それと土地、家屋に関するもの、不動産鑑定士だとか、建物に関する建築家であるとか、そういう方が複数含まれなくてはならないと思います。それと、安全対策の関係がありますので、消防署の関係、警察の関係の方も入ってもらう必要があるのかなと思っております。そのような方を中心に10名以内で構成をしていきたいという考えでおります。

それと、最後のご質問の条例の後の規則関係になるわけなのですが、これについてはガイドラインというものが国から対策関係について出ておりまして、それを参考にするのが基本となるのと、あとほかの町の例も参考にしたいと思っております。特に特定空き家の関係についてどうするかということが今後大きな課題となってくると思いますので、その辺の手続的な問題であるとか、そういった細かい点も含めて、まだ具体的にははっきりしないところがありますけれども、考えていきたいと思っております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 1点目、250軒のうち50軒が特定空き家ではないのですが、非常に周りに迷惑をかけそうな状況にある空き家であるということでありまして、非常に率が高いなというふうに思っているのですが、この辺については、今までは条例がなかったものですから、何も手がかからないという状況なのですけれども、条例を制定した後は、やはり代執行なり、かなり厳しい指導をするということではなくて、事前に、その50軒が果たして管理する人が特定されてきちんとなっているのかどうかよくわからないのですけれども、相続のいろんな問題もありますから。管理をする人が特定されているものについては、できるだけ早く周辺に迷惑かけないような対策を講じていただかないと、法で執行するというだけではなくて、やっぱり行政指導が大事だと思いますので、この50軒については非常に注目をして今後推移を見ていくことが大事なのかなというふうに思っております。

それと、利活用の問題なのですが、やはり人口減少社会ですから空き家が増えてくるのは当然なのでしょうけれども、板倉については特に首都圏60キロ圏内ということもありまして、非常に農村風景が広がっていますので、こういう近いところで暮らしてみたいという人も中にはいると思いますので、先ほどの空き家バンクではないのですが、そういうものをきちんとPRしていくことによって多少空き家が減ってくる部分もあるのかなと思いますので、ぜひこれは計画の中にしっかりと位置づけをしていただきたいというふうに思います。

それと、10人について、先ほどの専門職がほとんど入ってしまうと、一般の町民なり一般の人というのは、これは専門職集団でありますから、町長が何か事を起こす上において、専門家の意見を聞いて判断をして、町は条例に基づいて手続をしていくということになると思いますので、非常に大事な機関だというふうに思うのですが、片や利活用だとか、いろんなものを考えると、一般の町民もしくはそういう専門職ではない人も少し入っていただいたほうがいいのかと思いますので、その辺を配慮いただければというふうに思います。

あと、罰則規定は条例にはないのですが、法律の中にはあるのですか。法律よく見ていないのですが、その辺の取り扱いについてはどうなのか。行政代執行をやってしまうから、別に罰則規定はないという

ことになればそれでもいいのかなと思うのですけれども、いろんな指導をしてもなかなか指導に応じないというときにはどういう対応をする、代執行になってしまうのかなと思うのですが、その辺の兼ね合いなのですが、どうでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 行政のほうからそういったお宅、関係者については、いきなり代執行ということではなくて、条例の中にありましたけれども、指導、助言から始まりまして、勧告等をやっております。罰則等についてはないというふうに認識しておりますけれども、最終的に何回もそれが、行政が幾らそういう形で指導、助言をしても応じない場合は、最終的な手段ということで行政代執行ということになるかと思っております。その辺はやむを得ないところかなと思っております。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今村議員の質問については、的を射たことだろうというふうに考えていますが、議員皆さんもわかるように、代執行ありきでいくと、誰の税金を使うかということはおわかりでありまして、非常に難しいところだと思っております。ですから、もちろん担当課長がただいま申し上げましたように、個人の責任をしっかりと担保しながら、最悪の状態でなければ、逆に代執行は行わないし、行えないと。それをばたばた、ばたばたやっていってしまうと、逆に言うと、古くなったら、なるほど、構わないでおけば、ええこっつらしていれば町がやってくれるのだというふうな風潮につながっては、それも心配なところもありまして、そういった意味では、慎重に慎重を重ね、本当に近隣に危険が及ぶあるいはまさに風景上どうにもあれではまずいとか、いろんな形で合意をとりながら、それでもなおかつ除去することが町民の安全あるいは町の安定とか安心とか、そういうものにつながるということを結論づけて、さらに個人の、いわゆる資金力も調査を徹底し、もちろん請求をするわけですから、回収可能かどうかということも含め、代執行をそういったときに決断をせざるを得ないこともあるのですが、制度ができたからといって、ばたばた、ばたばたやるというつもりはございませんし、そういった形で、恐らく事前に報告等も議会にもするかもしれませんが、わかりませんが、先のことですから。

ということで、ただいま50棟と申し上げましたが、50棟の前に、今現時点ではないと発言をしたようですが、一、二あるいは二、三は私が見てもちょっとひどいなと。既に、今現在この制度がなくても、例えば三、四棟ひどい状態であるが、何とか近隣のことも考え、あるいは風景のことも考えということで、東京都内の所有者の方や、所有者に通知をし、お願いをし、快くやっていただいて、そういった経過もありますので、それでも今、例えば岩田、原宿あたりを見ても1軒はまさに代執行でもしないとどうしようもないのかなというところはあるのですが、50棟については、このままずっとそのまま経過すると、何十年か後にはまさにそういう状況になる可能性もある予備群であるというふうなことで、正確なご理解をいただければよろしいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。また、そういった際には、再三でございますが、議会にも報告を、事前報告もするべきかなとか、いろいろ考えておりますので、よろしく願います。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 法律、条例は条例として、やはり行政指導というのは、末端行政でありますので、しっかりしていただくということが大事だというふうに思います。どうしてもそれが指導に応じない、危険である。逆に周りに迷惑かけるということになれば、それは手続上はやむを得ないという部分も出てくるのでしようけれども、当然条例つくったから、その条例に基づいてばたばたやるという話では当然ないだろうというふうに思っておりますので、ぜひその辺は事前の指導が大事なのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。運用段階については、そういうことでお願ひしたいと思います。

○青木秀夫議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議案第31号 板倉町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について

○青木秀夫議長 日程第6、議案第31号 板倉町工場立地法に基づく地域準則条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第31号ということで、板倉町工場立地法に基づく地域準則条例の制定についてということで提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、第6次地方分権一括法に基づき、工場立地法施行規則が一部改正され、緑地面積率等の準則制定権限等が都道府県から全ての町村に移譲された。そういったことにより、これまで緑地面積率等の緩和措置を規定していた板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例、非常に長くてややこしい条例であります。その条例以降、企業立地促進法準則条例と言いますが、この条例にかわり、改めて地域準則条例として制定するものであります。

これにつきましては、担当課長から説明を申し上げますので、細部にわたってお聞きいただき、ご決定賜ればよろしいというふうに思います。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

〔橋本宏海産業振興課長登壇〕

○橋本宏海産業振興課長 それでは、細部についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、先ほど町長の提案理由にありまして、国または都道府県から地方へ事務や権限の移譲を規定する第6次地方分権一括法に基づきまして、工場立地法施行規則が一部改正され、緑地面積等の準則制定や事務の権限が都道府県から全ての町村へ移譲されました。これによりまして、当町における緑地面積等の緩和につきましては、平成27年4月に施行しました企業立地促進法準則条例により定められておりましたが、それにかわり、改めて工場立地法に基づきます地域準則条例として制定するものでございます。

その緩和措置の内容なのですが、企業立地促進法準則条例をそのまま移行するものとなっております。具体的な緑地面積率は、板倉ニュータウン産業用地が該当いたします準工業地域は、緑地面積10%以上、環境施設面積15%以上、それと板倉工業団地が該当いたします工業専用地域及び工業地域につきましては、前者よりさらに低い緑地面積率5%以上、環境施設面積率10%以上となります。

また、地域準則条例の制定によりまして、現在工場立地法の国準則により設置が義務づけられている緑地面積率の25%以内まで参入可能な屋上緑地や壁面緑地、緑化駐車場等の重複緑地につきまして、緑地面積率の50%以内まで参入可能とする緩和規定を設けることができるようになり、本規定については町内全域が適用となります。

なお、地域準則条例の制定に合わせまして、企業立地促進法準則条例は廃止することとなります。

以上のとおり説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 板倉町税条例等の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第7、議案第32号 板倉町税条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第32号 板倉町税条例等の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、板倉町税条例等の一部

改正をするものでございます。

今回の主な改正内容といたしまして、固定資産税につきましては地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の新規項目の追加として、家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産及び企業主導型保育事業に係る固定資産、緑地保全・緑化推進法人が設置管理する市民緑地の用に供する土地について特例の割合を定めるものでございます。

また、住民税につきましては、控除対象配偶者の定義変更に伴う字句の改正と、軽自動車税につきましては、環境性能割を新設することに伴う文言の追加と表の整備を行うものでございまして、内容については変わらないものでございますが、そういったことで改正を行いたいというふうな内容でございます。

以上、申し上げましたが、ただいま私が申し上げたとおりの内容で、これ以上の課長の説明は必要と思っておりますので、そういったことでご審議をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議案第33号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第33号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第33号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてということでご説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年4月に道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の額が地価水準の変動を反映した額に改正されたため、本町におきましても地価水準の変動は同様なことから、国の基準に合わせた道路占用料の額に改正するものでございます。

また、占用許可の対象とされております食事施設等のうち、「地下に設けられるもの」の区分が新たに設けられ、あわせて占用料の額が設定され、さらに占用面積等の端数処理の方法が変更されたことから、町の道路占用料徴収条例の一部をそれに沿って改正するものであります。

以上、ご説明申し上げました。これについても改めての課長の説明は予定いたしておりません。上位法の変更により当町の条例を変えるというようなことであります。以上申し上げまして、よろしくご審議をいただきたいと思いをします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 占用料の徴収条例については、上位法の改正に伴っておりますので、よろしいと思いをしますが、せっかくの機会でありますので、現状を確認させていただきたいと思いをします。

現在板倉町では、道路の占用をされている件数、概算で結構ですが、どれぐらいあるのかをお聞きしたいと思いをします。

それと、占用料については、改正前で結構でありますので、概算どれぐらい1年間で占用料が町に入ってくるのか。

あと、わかりましたら、占用件数の中で、いわゆる電柱であるとか電話線であるとか、準公共的なもので占用されているものと、全く個人が道路をパイプを横断して入れているとか、そういう個人については非常に少ないと思うのですが、ほとんどは準公共的なものというふうに判断しておりますけれども、個人的なものがどれぐらいあるのかどうか、わかりましたらお願いします。

それと、一時的な占用というのがあるのですが、これは祭りだとかイベントだとか、そういうものでも占用料、規定をされているのですが、実際にこれは適用しているのかどうか。今は祭りなんかもニュータウンのほうは余り使わなくなってきた、道路の上に出店が出るとかというのは少ないのでしょうかけれども、これは現実的には余り、一時的なものについては占用料をもらっていないのが現実かと思いをしますので、その辺もわかりましたらお願いいたします。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 ただいまのご質問でございますけれども、初めに占用の件数ということでございますけれども、会社の関係を1件というふうな形で考えてよろしいでしょうか。そうしますと9件になります。

占用料の、今現在どれぐらい占用料があるのかということでございますけれども、現段階で把握している占用の物件を合計しまして169万5,070円というふうな、今年度、現段階での予定をしております。それに対して、今回改正を行うわけですが、おおむね1万5,000円程度減になるという試算を今現在しております。

それと、公共的な占用のもの、それから個人的なものということですが、個人でいきますと2件、今こちらでは把握しているところでございます。

一時的な占用ということで、それがどうかということなのですが、道路に関しては一時的な占用に関しては今のところはございません。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 占用件数が9件、これは金をもらっているのが9件ということではないですよ。だって電柱なんかもあるから相当あるのではないかと思うのです。それは会社が1件ということですか。東電なら東電、NTTならNTTが1件、ああ、そういう意味ね。そうすると、物件的には相当あるのだけれども、それはわからないのだ。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 こちらで把握している数字ですけれども、まずNTTにつきましては、電話柱180本、通信線が5万4,396メートルですか、東電につきましては、電柱が305本、通信線が43.42キロ、済みません、こちらキロになってはいますが、43.42キロ。それから、ケーブルテレビ、これは通信線になりますけれども、18.595キロメートル。それから、堀川産業のガス管でございますけれども、これが15.076キロメートル。それから、KDDIになりますけれども、通信線が697メートル。それから、館林ガスですけれども、ガス管が308メートルというようなことでございます。よろしくお願ひいたします。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 電柱は何となくわかるのですけれども、通信線のメートルで、これは道路の上に通信線がかかっているので占用料を取っているということなのでしょうけれども、これはこの条例でいくとどれに該当するのですか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 占用料料金表の電線類その他、上空に設ける線類、1メートルにつき1年で3円、2円というのがここに当たるかと思ひます。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○高瀬利之都市建設課長 1ページです。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひます。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第35号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第36号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について

議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第34号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第12、議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案の第34号、35号、36号、37号、あわせて板倉町老人福祉センター内のセンターそのもの、あるいはデイサービスセンター、障害者生産活動センター、障害者デイサービスセンターの、一括の地域にある共通項目でありますので、関連がございますので、一括して説明を申し上げさせていただきます。

本4議案につきましては、現在板倉町社会福祉協議会に委託しております、板倉町総合老人福祉センター、板倉町デイサービスセンター、板倉町障害者生産活動センター、板倉町障害者デイサービスセンターの4施設が平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となるわけでございますが、そのことから平成30年4月1日から向こう3年間、33年3月31日までを新たに板倉町社会福祉協議会に引き続き指定管理者として指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

以上が提案の理由であります。細部につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご協議、決定いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 それでは、議案第34号から議案第37号までの4議案につきましては、板倉町総合老人福祉センターほか3施設に係る指定管理者の指定についてであります。関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

この4施設は、地方自治法の一部改正に基づき、平成18年4月より板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定してきました。現在の指定期間が平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間で、来年3月で期間満了となることに伴い、指定管理者を指定するものであります。議案書に基づき説明させていただきますが、1の施設の名称であります。それぞれ議案第34号が板倉町総合老人福祉センター、議案第35号が板倉町デイサービスセンター、議案第36号が板倉町障害者生産活動センター、議案第37号が板倉町障害者デイサービスセンターであります。

次に、2の指定管理者となる団体及び3の指定期間につきましては、4議案とも社会福祉法人板倉町社会福祉協議会会長、峯崎俊雄を指定管理者として指定し、指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

指定管理者の指定につきましては、板倉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により公募することが原則となっております。いずれの施設も老人福祉法、障害者総合支援法、介護保険法等に基づく施設であり、条例に基づく指定管理者の候補者の選定基準に該当する社会福祉法人板倉町社会福祉協議会

を公募によらないで指定するものであります。

板倉町社会福祉協議会を指定する主な理由であります。板倉町社会福祉協議会の経営原則は、地域で支援を必要としている方に積極的に福祉サービスを提供することとし、町の社会福祉事業全般にわたり、その中核として活動しています。また、4施設とも同一敷地内に位置しており、板倉町デイサービスセンターについては、板倉町社会福祉協議会が運営する小規模多機能居宅介護施設えがおと一体型施設としての機能を有しており、両施設間で相互利用をしています。また、他の民間事業者が採算を理由に撤退してきている事業についても、利用者の希望に応じて実施するなど、利用者の意見を取り入れ、地域と密着した事業展開をしています。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。
以上です。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

初めに、議案第34号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 提案が一括なので質疑も一括ではできないのですか。

○青木秀夫議長 34号だけ。

○7番 今村好市議員 関連があるから、34号だけではなくて。

○青木秀夫議長 関連して……

○7番 今村好市議員 質疑です。質疑。質疑も議案ごとではないとできないのですか。

○青木秀夫議長 つながっているわけね、全体的に。

○7番 今村好市議員 つながっていますが。提案も一括だから質疑も場合によっては一括でもいいのではないですか。

○青木秀夫議長 まあ、いいね。

〔議決だけは別で〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 議決だけ別にして。質疑だけね。

○7番 今村好市議員 議決は別ですけれども、当然。

○青木秀夫議長 では、どうぞ。

○7番 今村好市議員 指定管理者の選定の理由なのですが、公募によらないということで、従来やってきておりますので、ほかに社会福祉法人でこれだけの施設を管理運営できる団体がほかにないというのがありますので、それはそれでいいのかなと思うのですが、今まで平成18年から同一の団体に指定をしてきて大きな問題があったのかどうか、その点について1点お尋ねしたいと思います。

それと、後から出てくるのですけれども、当然契約が3年間にわたる契約をするわけですから、債務負担行為が必要になってくると思います。この議案が可決されれば、当然補正予算で債務負担行為が出てくるのでしょうかけれども、その中で1点ちょっとわからないところがあるのですが、老人福祉センターについては限度額7,500万円の中で債務負担行為が出ているのですよね。これは3年間で7,500万円を超えないという意味だと思うのですが、デイサービスセンターについては債務負担行為がないのですが、これは何か理由があってデイサービスセンターについては債務負担行為をとらなくても公会計上問題がないということなのかど

うか。ほかのあと3施設については全て債務負担行為が上がってきているのですが、関連がありますので、その辺ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 初めに、1点目、社会福祉協議会に委託をしている中で、何か今までに大きな問題がなかったかということではありますが、この指定管理をしている施設、直接ではありませんが、昨年5月に社会福祉協議会が運営する居宅介護施設えがおで高齢者への虐待という事件があったことはご承知のとおりだと思います。この指定をしている施設の中でということではありませんが、指定している社会福祉協議会の職員が社会福祉協議会が独自で運営するえがおであったという事件があったということがあります。それにつきましては、社協全体で意識改革をして、研修をして、改善計画を進めているところの最中でありまして、

2点目の契約3年間の債務負担行為であります。4つの施設のうち3つの施設については、今回この後債務負担行為をお願いするところでありまして、板倉町デイサービスセンターにつきましては、介護保険法による事業収入での運営となりますので、指定管理料は発生していないという状況であります。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 では、施設は使うけれども、委託費が発生しないということで、それについては債務負担行為はとらないと。契約だけということなのですね。

それと、当然委託費については、施設の修繕だとか工事だとか、そういうものについては限度額に入っていないのだと思うのですが、年間、かなり古い施設もありますので、平均して町の予算でどれぐらい施設の修繕工事等も含めて費用がかかっていく見通しなのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 1点目のデイサービスセンターの指定管理料につきましては、先ほどお話ししたとおりの介護保険法の中での収支ということになります。

2点目の修繕料につきましては、基本的に建物にかかわるもの、いわゆる大きな躯体にかかわる部分については、協定書の中で定めるのですけれども、それは町で負担すると。軽微なものにつきましては、その指定管理料の中でやっていただきたいというような、大まかの内容であります。毎年、物によって違うのですけれども、軽微なものにつきましては50万円程度の中でいろんな修理ができていますのかと思っております。今後大きなものもあるのですけれども、例えば空調施設につきましても、あの建物が、老人福祉センターの場合ですと平成元年にできておりますので、その後、空調設備が修理が不能になる可能性があるということも含めて、今後その辺が課題かなとは思っておりますが、大きな修理が必要になってきている事実はございます。

以上です。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 それでは、全般についての質疑もよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第34号について討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 日程第13、議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第17、議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、ただいま議長のご指示のとおり、平成29年度、会計の補正予算の第4号ということですので、一括してご説明させていただきたいと思えます。

初めに、議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,642万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億4,769万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、町税に9,682万2,000円、地方特例交付金に69万2,000円、地方交付税に7,653万4,000円、使用料及び手数料に60万円、国庫支出金に694万1,000円、寄附金に864万円、繰越金に2億9,100万円、諸収入に29万円をそれぞれ追加させていただいて、県支出金から288万円、繰入金から1億4,651万6,000円、町債から570万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に2億9,936万9,000円、民生費に3,514万4,000円、衛生費に31万7,000円、商工費に53万4,000円、教育費に224万円を追加し、農林水産業費から811万9,000円、土木費から306万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、債務負担行為及び地方債につきましても所要の補正をするものでございます。

以上が議案第38号、平成29年度一般会計補正（第4号）についての提案理由でございます。

次に、議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算、これにつきましては第2号についてでございますが、同じくご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ821万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,752万2,000円とそれぞれするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に984万7,000円、諸収入に38万4,000円、繰越金に92万円をそれぞれ追加いたしまして、繰入金から293万8,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に690万9,000円、諸支出金に130万4,000円を追加するものでございます。

以上が議案第39号の板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由でございます。

次に、議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算、これについても2号ではありますが、ご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億1,748万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に54万円を追加するものであり、歳出につきましては総務費に同じく54万円を追加するものでございます。

以上が議案第40号、板倉町国民健康保険特会補正予算の第2号についての説明となります。

次に、議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算、同じく第2号についての説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,137万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に121万6,000円、繰入金に253万3,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に374万9,000円を追加するものであります。

以上が議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

続いて、同じく議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算、これにつきましては第1号ではありますが、同じく説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,902万2,000円とするものであります。

補正予算の内容ではありますが、歳入につきましては、一般会計繰入金から506万2,000円を減額し、前年度繰越金を560万4,000円追加するものであります。

歳出につきましては、下水道費のうち水質浄化センター費の需用費を54万2,000円追加するものでございます。

以上が議案第42号の29年度下水道特会補正の第1号についての説明となります。

以上、一括して申し上げましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第38号から議案第42号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第42号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○発議第3号 板倉町議会会議規則の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第18、発議第3号 板倉町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

市川議員。

[11番 市川初江議員登壇]

○11番 市川初江議員 それでは、発議第3号 板倉町議会会議規則の一部改正につきましてご説明申し上げます。

板倉町議会会議規則第125条第1項の規定により設置している「議員協議会」の名称を、全国町村議会議長会の定める標準町村議会会議規則に準じ、「全員協議会」に改正するものでございます。

施行日は、平成30年1月1日でございます。

なお、提出者及び賛成者は、議会運営委員会委員連名での提出でございます。

以上、ご説明申し上げます、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○陳情第5号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

陳情第6号 町道2275号線の拡幅整備について

陳情第7号 冠水被害等（自然災害）に伴う県条例の見直し及び町独自補償制度の創設について

○青木秀夫議長 日程第19、陳情第5号から日程第21、陳情第7号までの3議案は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号から陳情第7号までの3議案は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。
大変お疲れさまでした。

散 会 （午前10時50分）